

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月11日認可した。

平成19年4月20日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）神内池地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立満地区